

II. 高病原性鳥インフルエンザに備えて（対応編）

野鳥のサーベイランスと発生時対応

普及啓発：II.1.1

- ・狩猟者等への情報提供
- ・鳥獣への安易な餌付けや給餌等の防止

鳥類生息状況等調査による情報収集：II.1.2、III.2.

- ・渡り鳥の飛来状況や鳥類相等の野鳥の生息状況
- ・餌付けや給餌、放し飼いの状況
- ・鳥獣の疾病の発生や死亡等に関する情報

鳥類生息状況等調査による異常の監視 II.1.2、III.2.

死亡野鳥等の ↓ 発見・通報

回収・消毒・死亡野鳥等調査 III.3

対応レベル（全国）	検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
早期警戒期間（毎年9～10月）	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
レベル1 通常時	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
レベル2 国内単一箇所や近隣諸国での発生時	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
レベル3 国内複数箇所や近隣諸国での発生時	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上

簡易検査陰性

簡易検査陽性

簡易検査省略の場合

※ 簡易検査は早期警戒期間（9～10月）を除き原則省略。

野鳥監視重点区域の指定

遺伝子検査／ウイルス分離検査

陰性

高病原性陽性

- ・家きんで疑似患者の確認
- ・家きんを除く飼養鳥で発生又は発生疑い
- ・環境試料（糞便、水等）で高病原性陽性の確認

終了（野鳥監視重点区域を指定した場合は指定解除）

野鳥監視重点区域の継続又は指定

<野鳥監視重点区域設定時の対応>

- 公表
- 周辺住民への対応
- 注意喚起（給餌等・放し飼い、狩猟者）
- 異常の監視・死亡野鳥等調査の強化
- 大量死や異常の有無の調査
- 渡り鳥飛来状況・鳥類相調査

<その他>

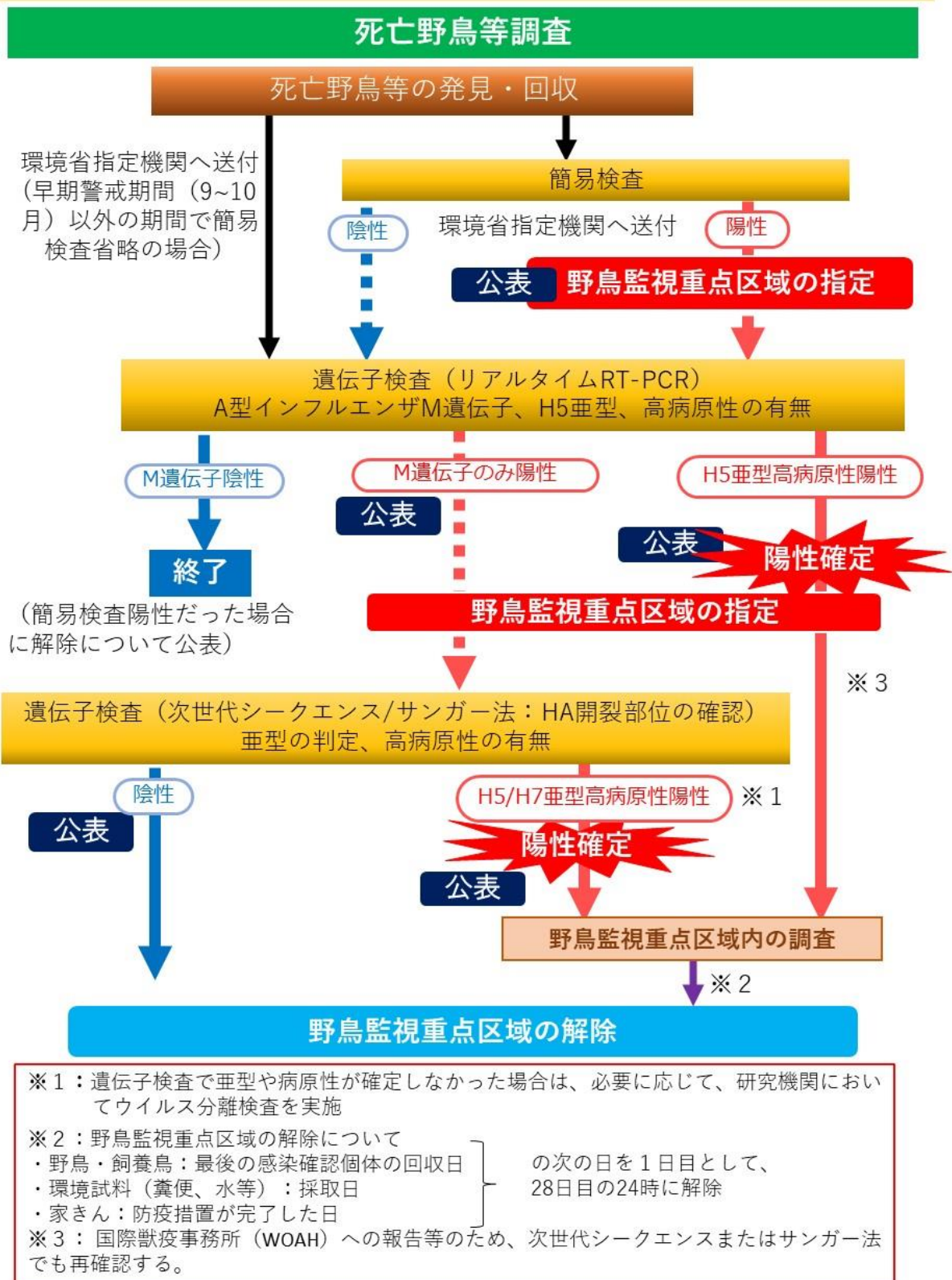
- 人の健康管理
- 集団飛来地等での対応

<野鳥監視重点区域の指定解除>

野鳥・飼養鳥：最後の感染確認個体の回収日
環境試料（糞便、水等）：採取日
家きん：防疫措置が完了した日

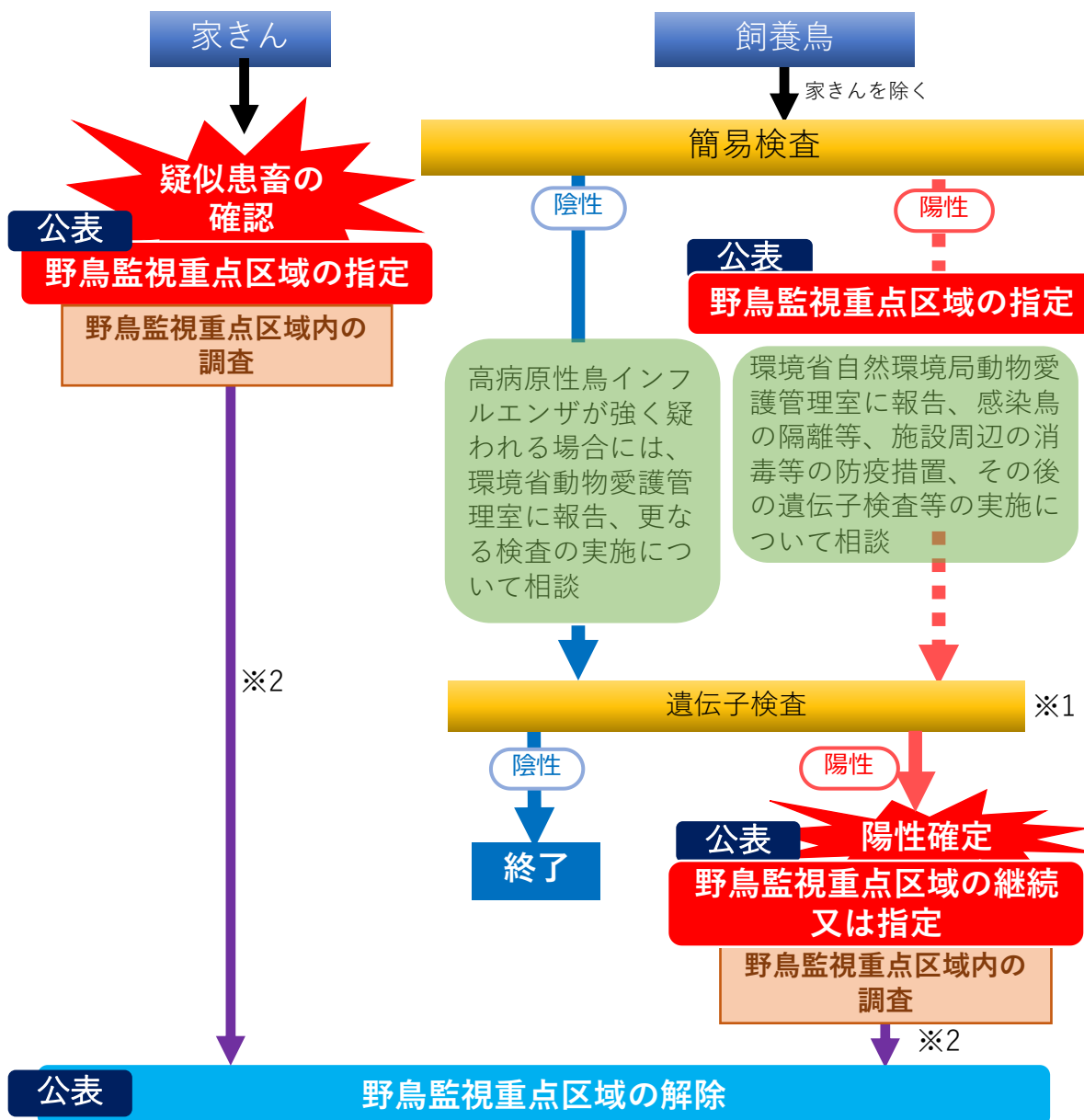
の次の日を1日目として28日目の24時に解除

野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る検査等の流れ



野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る検査等の流れ

家きん及び飼養鳥での疑い事例発生時



Ⅱ.1. 通常時の全国での対応（対応レベル 1）

Ⅱ.1.1. 普及啓発

基本指針で示されているように、鳥獣行政担当部局には、鳥獣の関わる感染症について、国民や地域住民に対して適切な理解を促すような普及啓発を行うなどの役割が求められている。このため、サーベイランス等で収集した情報を必要に応じてわかりやすく提供する必要がある。

● 狩猟者等への情報提供

一般的に鳥インフルエンザウイルスは濃厚接触により鳥類から人へ感染する可能性があり、また人の移動に伴ってウイルスが拡散する可能性もあることから、狩猟者等に対し、シーズン前及びシーズン中に、必要に応じて、発生情報等の提供や発生地周辺での狩猟の自粛も含めた注意喚起を文書やホームページ等で実施する。

● 鳥獣への安易な餌付けや給餌等の防止

平成 28 年度（2016 年度）の発生では、餌付けや給餌により多数の水鳥が密集している場所で感染の続発がみられた。基本指針（p.21 参考 3）でも示されているように、鳥獣への安易な餌付けは防止する必要がある。行政や観光客等により野鳥に対する餌付けが行われている場合には、安易な餌付けは控えるよう指導するとともに、防止に向けて積極的に普及啓発に取り組む。

ただし、希少鳥獣の保護の目的で野鳥に対する給餌が行われている場所では、糞便の踏みつけ等による拡散を防止し、日常的に靴底の消毒等の衛生対策を行うようにする。さらに、密集状態を回避する観点から、給餌のあり方を見直すよう、日頃から管理者に理解、協力を求めることが必要である。具体的には、給餌の中止の他、多くの野鳥を誘引しないような給餌方法への変更（例えば、餌を分散して撒く、猛禽類を誘引しないよう魚の給餌を中止するなど）を検討するなど、給餌の目的や地域の実情に応じた対応が求められる。

また、不適切な生ゴミの処理や漁業に伴う未利用魚、野生動物の残滓等の放置は、結果として猛禽類やカラス類などの鳥類の餌付けにつながり、高病原性鳥インフルエンザの感染拡大を招く可能性がある。そのため、生ゴミや漁業に伴う未利用魚、野生動物の残滓等は放置せず、適切に処分するように関係者への周知を実施する。

参考3 鳥獣への安易な餌付けの防止等

(鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 I 第六 7)

希少種保護等を目的としたものを除く鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害や、市街地出没の一因にもなることに加え、個体間の接触機会が増加することにより野生鳥獣間で伝播する感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者と野生鳥獣間での感染症の伝播の要因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組む。

希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分に配慮した上で実施する。

II.1.2. 野鳥のサーベイランスの実施

通常時から野鳥のサーベイランスを実施する。サーベイランスには鳥類生息状況等調査（情報収集及び異常の監視）と死亡野鳥等調査（ウイルス保有状況調査）があり、通年実施する。各調査の準備、実施の詳細については、調査編（p.43～）を参照のこと。

（1）鳥類生息状況等調査

1）情報収集（現地調査を含む）

高病原性鳥インフルエンザの発生に迅速に対応するためには、通常時からの情報把握が不可欠である。都道府県等の鳥獣行政担当部局は日常的に以下の情報収集に努める。情報把握の方法については III.2.1. 通常時の机上調査（調査編 p.47）を参照のこと。

渡り鳥の飛来状況や鳥類相等の野鳥の生息状況

- 都道府県内の鳥類リスト、鳥類の主要な生息地、渡り鳥の主な飛来地や渡りの時期、観察地、国内希少野生動植物種の生息地等について把握しておく。
- 既存情報が不足していれば、主要生息地における現地調査（調査編 p.54 III.2.4. 渡り鳥飛来状況・鳥類相の実施方法を参照）の実施も検討する。

渡り鳥の飛来地や公園等における組織的な餌付けや給餌、放し飼いの状況等

- 渡り鳥の飛来地や公園等において、餌付けや放し飼いが行われていると、野生鳥類が

集まり、高病原性鳥インフルエンザウイルスの持ち込みや感染の可能性が高まることが予想される。

- 発生時にはそうした場所での対応が必要になる可能性を念頭に、通常時からどこどのような活動が行われているか、情報を把握しておく。（餌付けや給餌の見直しについては p.20 参照）

鳥獣の疾病の発生や死亡等に関する情報

- 高病原性鳥インフルエンザウイルス感染による野鳥の異常死の情報をいち早く発見するために、例えば以下のような方法で、日頃から衰弱や死亡の状況について情報収集し、把握しておく。
 - 保護収容施設等（鳥獣保護センター等）や傷病鳥獣の救護を委託している獣医師等から情報を収集する。
 - 一般市民からも情報が受け取れるような窓口を設置し、連絡先を広報しておく（p.24 図 II-1 参照）。
 - 情報収集には、市町村等、大学や研究機関、鳥類標識調査員（バンダー）や野鳥の会等の団体、民間会社等とも協力・連携する。
- 近隣諸国など、海外における高病原性鳥インフルエンザの発生については、環境省や農林水産省の情報（p.166 参考資料 2）に留意し、普段から意識して情報収集に努める。

2) 異常の監視

鳥類生息状況等調査では野鳥の生息状況や異常の有無について、前項の情報収集の他に、日常的に巡視等により異常の監視を行い、記録しておくことが望ましい。巡視では野鳥の多い時期や場所を把握し、生息種を識別、確認する。また、衰弱又は死亡している野鳥の発見に努め、日時や種、状況等を記録する。なお、生息状況に関する情報が少ない場合には、渡り鳥飛来状況・鳥類相調査（現地調査）を実施して通常時のデータを取っておくと異常の有無の判断に役立つ。（調査方法は調査編 p.47 参照）

野鳥の死亡個体や衰弱個体（死亡個体等）を発見した際には、できるだけ回収し、次項に基づき死亡野鳥等調査を実施する。死亡個体等の取り扱いは、万一、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染があった場合でもそれを拡大させることのないよう、十分に注意して行う（p.30 II.3.5 及び調査編 p.60 III.3.3.参照）。

（2）死亡野鳥等調査（ウイルス保有状況調査）

死亡野鳥等調査（調査方法は調査編 p.56 参照）の実施に際しては、調査体制を確立しておく必要がある。巡視等で回収するだけでなく、野鳥の死亡個体や衰弱個体の情報を受け付ける窓口を設置し、なるべく死亡個体等を回収し、検査材料の採取、検査機関への送付を行う。役割分担を明確にし、必要に応じて他部局とも連携しながら、万一、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染があった場合でもそれを拡大させることのないよう、確

実に実施することが望まれる。

死亡野鳥等調査では、死亡野鳥の種類と死亡数に応じて（p.9 表 I-2 及び p.10 表 I-4）、死亡個体等を回収してウイルス保有状況の調査を実施する。死亡数は原則として同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。沿岸・海洋の場合は海流等の環境を鑑み関連した場所）でおおむね 3 日間以内の死亡個体等の数とする。

対応レベル 1 の通常時では、ハクチョウ類など感染して死亡する確率の高い種（検査優先種 1）の死亡個体等については 1 羽から、マガモ等の検査優先種 2 については 3 羽以上の死亡等が認められた場合、検査優先種 1、2 以外のカモ類やカモメ類、ハシブトガラスやハシボソガラス等の検査優先種 3 及びその他の種については 5 羽以上の死亡等が認められた場合を基本として、ウイルス保有状況調査を実施する。

なお、渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点から、毎年 9 月～10 月は早期警戒期間とし、死亡野鳥等調査を強化する。具体的には早期警戒期間中は、対応レベル 3 相当として、検査優先種 1、2 については 1 羽から、検査優先種 3 は 3 羽から、その他の種は 5 羽以上の死亡個体をできる限り検査する。ただし、全国の対応レベルは国内の発生状況に応じて別途決定することとし、早期警戒期間終了後は、対応レベルに応じた対応に移行する。

なお、検査優先種の区分にかかわらず、重度の神経症状を呈しているなど、感染が強く疑われる場合には 1 羽でも検査を実施する。また、発生地周囲では検査優先種の区分にかかわらず検査を強化するなどの対応を検討すること。さらに、国内希少野生動植物種についても検査優先種であるか否かにかかわらず、その希少性や生息状況等を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り 1 羽でも検査を実施する。

死亡野鳥等調査の手技については、本マニュアルの他、DVD「野鳥における鳥インフルエンザサーベイランス（調査）自己研修教材」等を活用し、通常時から準備しておくことが重要である。

FAQ ???

Q:糞便採取調査を実施しないのはなぜですか。

令和 4 年度まで実施してきた、糞便採取調査、環境水調査等の環境試料調査は、野鳥への負担が少ないものの、適切な検査試料の見極め、取り扱いに熟練を要する等の課題があり、また、死亡野鳥等調査よりも検出率が低いことから（平成 29 年～令和 4 年までの 5 シーズンの間に、糞便採取調査の 53,160 検体中陽性は 3 件、環境水調査の 39 検体中陽性は 1 件）、調査の効率性の観点から、令和 5 年度から環境省が実施する日常的なサーベイランスとしては、実施しないこととした。

なお、大学や研究機関、一部の都道府県等が独自に実施している環境水調査等において、早期発見となった事例があることから、今後もこれらの検査機関と情報共有等の連携を図っていくこととしている。

II.1.3. 危機管理体制の構築

高病原性鳥インフルエンザウイルスは野鳥、家きん及び飼養鳥等に感染して死亡させるほか、人への感染が海外では確認されており、国、都道府県、市町村における鳥獣行政担当部局、家畜衛生部局、保健衛生部局、動物愛護管理部局等の連携が不可欠である。

家きんと野鳥等で同時に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、家畜保健衛生所は家きんの防疫対策に専念するため、野鳥等に関する回収地点の消毒や住民対応等については、鳥獣行政担当部局等が主体となり迅速に対応しなければならない。高病原性鳥インフルエンザウイルス感染が原因と考えられる野鳥等の大量死が発生した場合は、大量の死亡個体の処分に關し、廃棄物処理担当部局の協力も必要となる。

このような必要性から、通常時に鳥獣行政担当部局等が、どのような発生の際にどこでどのような対応をするのかを確認するシミュレーションを実施することは極めて有用である。さらに各都道府県内の高病原性鳥インフルエンザ防疫演習等に積極的に参加し、防疫措置等の情報を得るとともに野鳥等に関する情報を提供し、関係行政部局間の連携を強める必要がある。

また、野鳥等における発生に限らず、家きんの発生においても情報提供を受けられるよう、高病原性鳥インフルエンザの発生時における緊急連絡網を都道府県内の関係行政部局間で整備しておく必要がある（図 II-1）。さらに、環境省や農林水産省、厚生労働省など国の機関との連絡体制も、休日対応を含めて整理、整備しておく。

このような体制を築く基礎として、各都道府県の鳥獣行政担当部局等において、高病原性鳥インフルエンザの対策担当窓口を設置する。

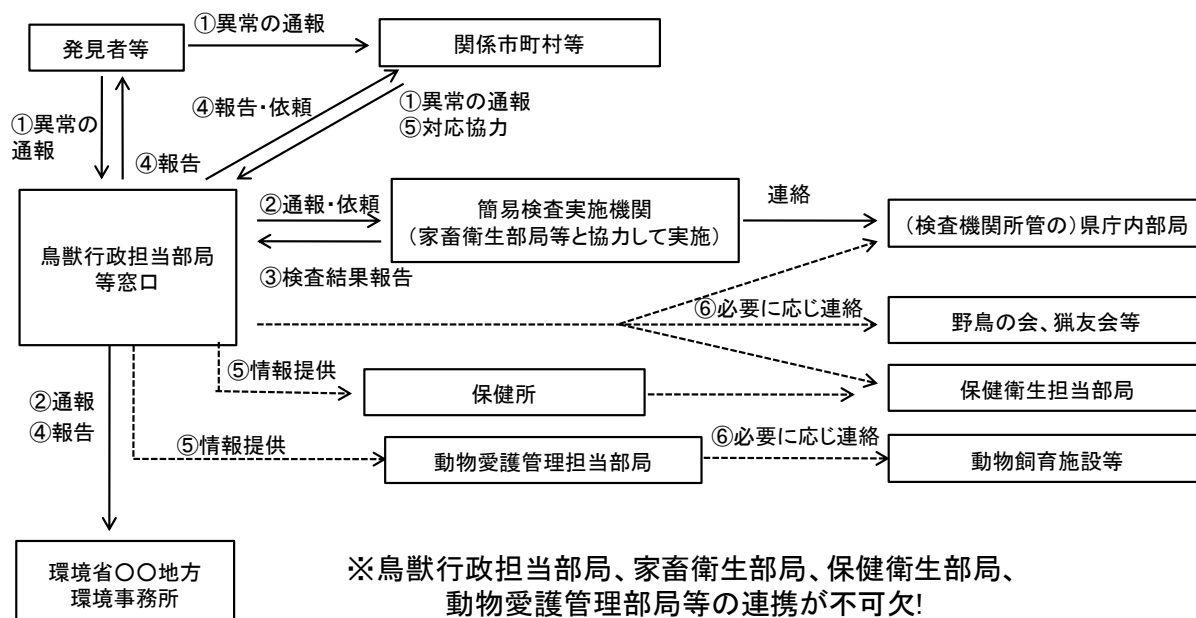


図 II-1 野鳥異常死対応フロー（イメージ）

II.2. 発生時の全国での対応（対応レベル 2～3）

情報収集と普及啓発の強化、注意喚起

通常時と同様の情報収集、普及啓発に加え、国内で高病原性鳥インフルエンザの発生等があった場合は、発生状況に関する情報収集、情報提供に努める。

通常時に把握しておいた給餌や放し飼い等が行われている場所において、異常の報告や出入りを減らす等の注意喚起を行うとともに、安易な給餌や放し飼いは中止するよう管理者に指導する。

また、狩猟者等に対し、発生地周辺での狩猟の自粛も含めた注意喚起を文書やホームページ等で実施する。

異常の監視及び死亡野鳥等調査の強化

高病原性鳥インフルエンザは短期間に広範囲の地域で発生がみられることが多い。このため国内で高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合には、全国的に野鳥の異常の監視を強化し、巡視や聞き取りの頻度を上げたり範囲を拡大したりする。死亡野鳥等調査は以下のように対象を拡大する。各調査の準備、実施の詳細については、Ⅲ.調査編（p.43～）を参照。

◆ 死亡野鳥等調査－対応レベル 2

国内で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合（国内単一箇所発生時）には、検査優先種 1 は 1 羽の、マガモなど検査優先種 2 は同一場所で 2 羽以上の死亡個体等が発見された場合にウイルス保有状況の検査対象とするよう、死亡野鳥等調査の対象範囲を拡大する。検査優先種 3 及びその他の種は対応レベル 1 と同様の対応とする（p.9 表 I-2 及び p.10 表 I-4 参照）。

毎年 9 月～10 月の早期警戒期間中は、対応レベル 2 であっても、対応レベル 3 に準じた調査を実施する。

◆ 死亡野鳥等調査－対応レベル 3

国内単一箇所発生から 28 日間以内に国内の他の箇所において、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合（国内複数箇所発生時）には、監視強化と併せて、全国的に死亡野鳥等調査の対象を拡大し、検査優先種 2 も 1 羽から検査対象とするほか、検査優先種 3 についても同一場所で 3 羽以上の死亡個体等が発見された場合に検査する。その他の種は対応レベル 1、2 と同様の対応とする（p.9 表 I-2 及び p.10 表 I-4 参照）。

II.3. 発生地での対応（野鳥監視重点区域）

II.3.1. 野鳥監視重点区域の指定と解除

（１）指定

環境省は以下の場合に、野鳥や野生の哺乳類の死亡個体や衰弱個体が回収された場所、糞便等の環境試料が採取された場所、又は飼養鳥や飼養哺乳類、家きんの死亡個体や衰弱個体が回収された場所を中心とする半径 10km 以内を野鳥監視重点区域に指定し、監視を強化する。ただし、沿岸 10km 以上離れた海洋で回収された死亡野鳥等において高病原性鳥インフルエンザの存在が見込まれた場合については、海洋における死亡野鳥等の分散等を考慮し、野鳥監視重点区域は指定しない。

- 国内で野鳥及び野生の哺乳類（食肉目等）における高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：死亡野鳥等調査において、簡易検査が陽性となった場合又は A 型インフルエンザウイルス M 遺伝子が確認された場合
- 国内で野鳥及び野生の哺乳類（食肉目等）における高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた段階：死亡野鳥等調査、あるいは大学・研究機関等の調査で採取した環境試料（糞便、水等）等の検査において、高病原性の H5 亜型又は H7 亜型の鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合
- 飼養鳥及び飼養哺乳類で高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：調査において簡易検査が陽性となった場合又は A 型インフルエンザウイルス M 遺伝子が確認された場合（発生地を中心として半径 10km を指定）
- 飼養鳥及び飼養哺乳類で高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた段階：調査において高病原性の H5 亜型又は H7 亜型の鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合（発生地を中心として半径 10km を指定）
- 家きんで高病原性鳥インフルエンザの発生が見込まれた段階：疑似患畜が確認された場合（発生地を中心として半径 10km を指定）

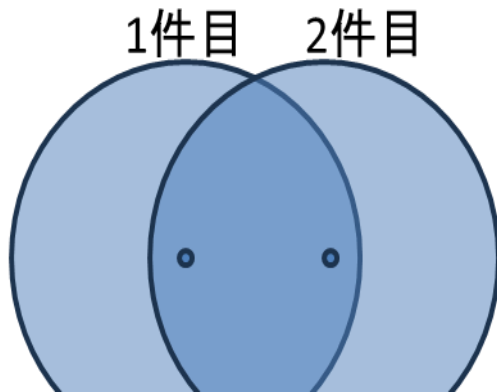
なお、近隣国で発生があり、そこから我が国に渡り鳥が飛来する可能性が考えられ、かつ我が国への渡来先が限定的な場合にも、必要に応じて同様に野鳥監視重点区域を指定する。

（２）解除

- 死亡野鳥等調査で、簡易検査陽性で野鳥監視重点区域を指定した後、又は遺伝子検査で A 型インフルエンザウイルス M 遺伝子が検出されて野鳥監視重点区域を指定した後に、遺伝子検査又はウイルス分離検査の結果、陰性（高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されない。）が確定した場合には、野鳥監視重点区域は直ちに解除する。
- 上記検査の結果、陽性となり発生が確定された場合は、野鳥監視重点区域を指定後、以下を 1 日目として 28 日目の 24 時に解除する。
 - 野鳥及び飼養鳥の場合は最後の感染確認個体の回収日の次の日
 - 家きんの場合は防疫措置完了日の次の日

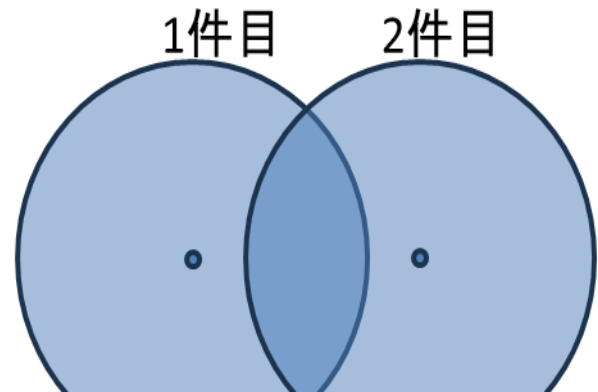
➤ 環境試料（糞便、水等）の場合は採取日の次の日

野鳥監視重点区域内において別事例の発生が確認された場合は、原則として区域内で発生した最後の事例が発生してから 28 日後に解除することとする。



期間延長。

2 件目の監視重点区域の解除に合わせて解除。



それぞれ、死亡野鳥等を回収して 28 日後に解除。

図 II-2 野鳥監視重点区域の解除タイミング模式図

なお、遺伝子検査（H5/H7 亜型の有無、病原性）により発生が確定した後に、ウイルスの性状解析のために各検査機関においてウイルス分離検査を実施する場合がある。この検査で高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離されなかった場合でも、遺伝子検査の結果は国内に高病原性鳥インフルエンザウイルスが侵入したことを示唆していることから、継続して監視するため、野鳥監視重点区域は継続する。また、この時のウイルス分離検査の結果については野鳥監視重点区域の解除に係る公表時に参考情報として、併せて公表する。

FAQ ???

Q：野鳥監視重点区域の指定を 28 日間とした理由は何ですか。

A：人の管理下にある家きんとは異なり、野鳥では初発個体が回収された後も感染が連鎖的に確認されることが想定されます。例えば、回収個体から、回収直前に別の個体が感染していたと想定すると、その個体が発症するまで最大 14 日間（国際獣疫事務局の定める潜伏期間）かかる可能性があります。野外での野鳥の感染では不確定要素が多いことから、さらに警戒期間として潜伏期間の日数と同じ 14 日間を加えて、28 日間としました。もし回収個体から次の感染が起きていれば、この間に新たな感染個体が発見されることが想定される期間です。

II.3.2. 公表

(1) 公表

環境省は、国内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生等の情報（簡易検査陽性の場合も含む。）を確認した場合は、発生地点の情報（原則として、市町村名までとする。ただし、公園等の利用者や地域住民に対して適切な情報提供や注意喚起をすべき場合等、都道府県が必要と判断した場合は、この限りではない。）、陽性となった野鳥の情報、野鳥監視重点区域の指定状況、大量死等の異常等について、全国の情報をとりまとめて公表する。公表については、発生都道府県と調整の上、原則として同時に行う。

環境省の公表方法は、次に掲げる特に注意すべき事例については報道発表することとし、それ以外の緊急性が高くない案件については、環境省等のホームページに掲載する。なお、都道府県は地域の実情に応じて個別に判断して差し支えない。

- ・ 野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合
- ・ 動物園等の飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合
- ・ 野鳥監視重点区域の指定又は解除により対応レベルに変更がある場合

土日祝祭日の公表については、上記のような緊急性が高い場合を除き、環境省及び都道府県は原則休日明けの公表とする。

発生状況の指標として、発生件数は、「発生都道府県数」と「陽性となった野鳥数、環境試料（糞便、水等）数の合計」で表すものとする。

（例）5 県で発生し、陽性死亡野鳥 3 件、陽性糞便試料 2 件の場合⇒5 県 5 件

簡易検査が陽性の段階で公表する場合は、病原性の高低が未確定であり、遺伝子検査で高病原性鳥インフルエンザではないと診断される場合もあることを明記する。

なお、過去には報道関係者によって感染が拡大したと疑われる事例もあることから、取材のための現地への立入は自粛を要請する。現地報道機関より監視や調査の映像や写真を要望された場合には、都道府県担当部局から提供することを基本とする。

(2) 公表後の周辺住民への対応

高病原性鳥インフルエンザと確定され、公表した後には、速やかに周辺住民に情報提供を行い、注意喚起する必要がある。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生時には、自宅や学校等に飛来する野鳥が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染しているのではないかと、野鳥との接し方をどのようにすればよいのかなど、地域住民は様々な不安を抱くことが想定される。無用な混乱を防ぐため、環境部局、家畜衛生部局及び保健衛生部局は協力して臨時相談窓口等を設置し、住民の相談に対応することが望ましい。

本疾患は本来鳥の疾患であり、人への感染はまれであることや野鳥との接し方など、基本的な知識（下記例を参照）を迅速かつ適切に提供する必要がある。これらについては、死亡野鳥の取り扱い方法を含め、日頃から講習会を開催するなどして普及に努めておくことが望ましい。

また、発生状況や対策の実施状況、次項で述べる調査の実施状況、結果等についても、

正確に情報提供する必要がある。

なお、発生時には、周辺住民への情報提供及び注意喚起の実施状況については、可能な限り、環境省に報告する（調査編 p.81 調査個票様式 1-C）。

＜一般の方への情報提供の例＞

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

野鳥との接し方について

- 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追いついたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いします

Ⅱ.3.3. 注意喚起

通常時に把握しておいた給餌や放し飼い等が行われている場所において、安易な給餌や放し飼いは中止するよう管理者に指導し、異常の監視、報告を求め、出入りを減らす等の協力を要請する。

また、狩猟者等に対し、発生地周辺での狩猟の自粛も含めた注意喚起を文書やホームページ等で実施する。

なお、発生時には、注意喚起の実施状況については、可能な限り、環境省に報告する（調査編 p.81 調査個票様式 1-C）。

II.3.4. 異常の監視の強化

都道府県（国指定鳥獣保護区の場合は地方環境事務所等）は、管内の野鳥監視重点区域において、野鳥の異常の監視を強化し、巡視及び聞き取りを行い、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収・処理に努める（調査編 p.48 III.2.2.参照）。発生地周辺での鳥類、特に検査優先種の生息状況等を把握することで、重点的に監視すべき地点を把握し、野鳥の監視を強化する。死亡個体等を発見した場合は死亡野鳥等調査を実施する（p.31 II.3.6.参照）。

発生地付近に海鳥及び海棲哺乳類が集まる場所（集団繁殖地、集団ねぐら等）がある場合は、感染対策に十分に注意し、調査者の安全及び感染拡大防止対策が十分に確保できる場合には、当該場所の異常の監視等の状況把握に努める。集団繁殖地等において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合は、地方環境事務所等（地方環境事務所等が自然環境局鳥獣保護管理室に連絡）及び当該集団繁殖地等の保全等に関する機関に連絡する。鳥獣保護管理室からの指示に応じて、当該地への地形的なアクセスの困難さや天候、準備可能な装備等も踏まえ、調査者等の安全面等を第一として、当該集団繁殖地等の死亡野鳥等の回収を行うか等の判断を行う。

海外では野生のイタチ科動物やイエネコ等食肉目を中心に感染例や死亡例が報告されており、国内でも令和4年（2022年）にはキツネ及びタヌキで、また令和7年（2025年）にはラッコ及びゼニガタアザラシで感染事例が確認された。希少鳥獣等の野生鳥獣の個体群の保全を含む生物多様性の確保を目的に、哺乳類における高病原性鳥インフルエンザの感染の状況を把握することは重要であり、国際的な感染動向の把握に資するものでもある。哺乳類についても、高病原性鳥インフルエンザにより野鳥が頻繁に死亡している地域においては、特に異常がないか監視し、哺乳類（食肉目）に神経症状等の異常がみられたり、衰弱、死亡していた場合、又はその他の地域でも異常がみられたり、衰弱、死亡していた個体が感染した野鳥等を捕食したことが疑われる場合は、環境省（地方環境事務所等又は自然環境局鳥獣保護管理室）と協議の上、追加的な検査の実施を検討する。なお、哺乳類において検査を行う場合は、環境省（自然環境局鳥獣保護管理室）を通じて、研究機関・専門家より指示・助言を仰ぎ、十分な感染対策を講じる（p.89 哺乳類の検査について 参照）。

発生地周辺の野鳥の生息状況が通常と異なる状況の場合には、速やかに概数調査等の渡り鳥飛来状況・鳥類相調査等を実施し、どのような鳥種が生息しているかなどを確認する（調査編p.47 III.2.1.参照）。

異常の監視の結果は、環境省に報告する（調査編 p.81 調査個票様式 1-C）。

II.3.5. 死亡個体の回収と処分ーウイルスの封じ込め

- 高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたら、その対応の基本はウイルスの封じ込めである。すなわち、感染して死亡したと疑われる個体を回収、密封して処分し、接触のあった場所や機材を消毒する。
- 死亡が続発するなどの理由で検査を実施しない場合でも、感染の疑いがある死亡個

体は可能な限り回収して確実に処分する必要がある。その際、作業者が感染したり、ウイルスを他へ拡散させたりしないよう、十分に注意する。

- 感染の疑いがある死亡個体の場合は、回収する時点から封じ込めを意識し、ウイルスを拡散させないように、ビニール袋に密封し、袋の上から消毒薬を散布するなどの作業を丁寧に実施する必要がある（調査編 p.60 死亡野鳥等の回収参照）。
- 死亡個体の処分は焼却を基本とする。確実に最後まで焼却するようにし、焼却までの間に包装が破損して露出しないよう十分注意する。やむを得ない場合には、十分に注意して埋却する（調査編 p.65 死亡個体の保管と廃棄参照）。

◆ 注意事項

発生地周辺で調査を実施するに当たっては、調査員がウイルスを運んで感染を拡大させることがないように、発生地（野鳥の場合は死亡個体等回収地点から半径5m程度）を出入りする場合には靴底及び車両（タイヤ）を消毒する。家きん及び飼養鳥での発生の場合は、発生地周辺の調査では家畜保健衛生所等の指示に従い、必要に応じて消毒ポイントで車両消毒を行うなど、感染を拡大しないように留意し、発生農場や発生飼養施設には原則入らないこととする。

II.3.6. 死亡野鳥等調査

野鳥監視重点区域での死亡野鳥等調査（調査方法は調査編 p.56 III.3.参照）は、検査優先種 1、2 については死亡個体等 1 羽から、検査優先種 3 及びその他の種は同一場所で 3 羽以上の死亡個体等が発見された場合に検査を実施する形に強化する。また、感染確認鳥類の近くで死亡していた、発生地周辺で死亡していた、近隣国で同種の感染が多数確認されていて飛来の可能性があるなど、感染が疑われる状況があった場合には、種や個体数にかかわらず検査を実施する（p.9 表 I-2 及び p.10 表 I-4 参照）。国内希少野生動植物種についても、検査優先種であるか否かにかかわらず、その希少性や生息状況等を踏まえ、感染が疑われる状況があった場合には、できる限り 1 羽でも検査を実施する。

検査について速報の重要性から、早期警戒期間（9～10 月）は簡易検査を実施する。一方で、早期警戒期間以外の期間は検査試料の採取を実施するが、簡易検査を原則省略するものとする。なお、都道府県ごとの実情も鑑みて当該期間に簡易検査を実施しても差し支えない。試料採取及び簡易検査の実施においては、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を確認した地域では、使い捨て感染防護服（PPE）、手袋、マスク、ゴーグル等の着用や、死亡個体への直接接触の防止、消毒等の作業ができる場所の確保等の準備・注意が必要である。なお、小型のリアルタイム PCR 検査装置と試薬（製品名：cobas、コバス）等を用いて試料採取から即日で遺伝子検査が実施できる体制がある場合（調査編 参考 p99 遺伝子検査）は、早期警戒期間に関係なく簡易検査を省略しても差し支えない。

なお、死亡野鳥等調査の結果は、環境省に報告する（調査編 p67-68 調査個票様式 1-A、1-B）。

II.3.7. 継続発生時の検査及び対応

同一地域で発生が継続し検査数が多い場合は、検査機関や地域の実情を踏まえ、環境省と事前調整を行った上で、以下のような方法で検査の効率化を図る。

※公表方法や検査機関の受け入れ態勢を変更する場合があるため、必ず事前に環境省に相談する。

- 未発生地域の検査を優先する。
- 当該地域で確定陽性のない種の死亡個体の検査を優先する。
- 1 個体から気管及びクロアカスワブの 2 検体を検査するのではなく、気管スワブのみを検査する。
- 簡易検査は省略する。
- 継続発生種については、必要に応じて、以下のような抽出検査を実施する。
 - 例えば、最初の 10 羽の確定以降は、続発している種については回収した 5 個体のうち 1 個体を検査するなど、利用可能な労力や資材を踏まえて持続可能な検査頻度とする。
 - 抽出検査は、例えば、少なくとも数日おきに 1 事例程度の断続的な発生状況となった場合等、死亡個体数が減少し、労力や資材の制約上実施可能になれば、抽出検査から全数検査への切り替えを検討する。なお、検査の実施に関わらず、当該地域での死亡個体の回収は徹底する。労力に制約が生じる場合は回収を優先し、抽出検査を実施する。また、II.4. 集団渡来地等で発生した場合の対応（p.35）も参照のこと。

II.3.8. 渡り鳥の飛来状況・鳥類相調査

家きんでの発生及び野鳥監視重点区域内に家きん農場（家きんを 100 羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10 羽以上飼養する農場）に限る。）がある場合は、渡り鳥飛来状況・鳥類相調査の現地調査を実施し、発生地周辺に飛来・生息している鳥類を把握し、感染源の推定や更なる感染拡大の防止に資する基礎情報とする。（調査方法は調査編 p.78 III.4 参照）。野鳥監視重点区域期間中に最低 1 回実施し、環境省に調査結果を報告する（調査編 p. 82 調査個票様式 1-D）。

II.3.9. 緊急調査

家きんを除く防疫措置が必要な飼養鳥の発生時、野鳥の大量死や国内希少野生動植物種の死亡等が確認される等、環境省が必要と認めた場合は、環境省が緊急に専門家チームを派遣する緊急調査を実施する場合がある。

II.3.10. 関係機関との連携、啓発

◆ 消毒等への協力

家畜伝染病予防法第 10 条に基づく感染死亡個体等の回収場所の消毒や通行制限・遮断について、家畜衛生部局に協力するなど適切に対応する。

◆ 家きん発生時の鳥獣への二次感染防止

平成 16 年（2004 年）の野生のハシブトガラスへの感染は、家きんでの発生農場における廃棄物等の不適切な処理による野鳥への二次感染である可能性が指摘された。また、家きんの発生との関連性は不明であるが、発生農場内で平成 28 年度（2016 年度）にはハシボソガラス、令和 6 年度（2024 年度）にはハシブトガラスの死亡個体が回収された。家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、高病原性鳥インフルエンザウイルスに汚染された廃棄物等の適切な処理について、家畜衛生担当部局等とともに連携することが必要である。

II.3.11. 人の健康管理

作業者の防疫対策

死亡個体等の回収や検査、処分等に従事する作業者がウイルスに感染し、またウイルスを拡散しないように、防疫対策に注意を払う。

◆ 防疫対策の例

- ・手袋やマスク、ゴーグルの着用
- ・消毒しやすい服装（感染症が疑われる個体を扱う場合は使い捨て防護服を使用）
- ・長靴等を着用し消毒、使用済みの手袋等の防疫資材の確実な廃棄
- ・手指、腕の洗浄やうがいの徹底
- ・鳥獣と接触した作業者は一定期間（最低 48 時間）、飼養鳥や家きんとの接触を控える

高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染確認以降の野鳥監視重点区域での死亡個体の回収や衰弱個体の捕獲では、使い捨ての感染防護服（PPE）、手袋、マスク、ゴーグル等を着用することが望ましい。

感染症法に基づく届出

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第 13 条第 1 項に基づき、H5N1 亜型又は H7N9 亜型インフルエンザウイルスに感染している鳥類を診断した獣医師は保健所に届け出る必要がある（p.34 参考 4）。本サーベイランスでは遺伝子検査又はウイルス分離検査で H5N1 亜型又は H7N9 亜型のウイルスに感染していることが確定した段階で届け出ることになる。なお、自治体等において検査試料の採取（場合によっては簡易検査等）を実施し、その後、検査機関で実施する遺伝子検査又はウイルス分離検査で感染が確定された場合においても、基本的に、検査機関ではなく、検査を依頼した自治体等から保健所へ届け出ること*。

*感染症法第 13 条第 2 項では、獣医師の診断を受けない場合においては、動物の所有者が、当該動物が鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたときは、保健所に届け出なくてはならないとされている。このため、単に依頼を受けて遺伝子検査又はウイルス分離検査等を実施したのみの検査機関は、動物の所有者に相当すると考え難いことから、このような場合には、基本的に、依頼した自治体側から届け出ることが適当と考えられる。

なお、人の鳥インフルエンザウイルス感染が診断された場合には、感染症法第 12 条第 1 項に基づき医師による届出が必要である。

接触者への調査等

高病原性鳥インフルエンザウイルスが人に感染する可能性は低いものの、海外においては人に感染した事例が確認されている。このため、鳥インフルエンザウイルスが確認された場合、接触者の健康に異常がないか、都道府県等の保健所を含む保健衛生部局が疫学調査を行うこととされている。感染鳥類や感染哺乳類又は、その排泄物等と直接接触したすべての者が対象となる。また、感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者も対象となることがある。疫学調査の結果、感染鳥類等と直接接触した者は、保健衛生部局により、最終接触後 10 日間程度の健康観察を要請される（p.157 参考資料 1 参照）。

関係者は、ウイルスが同定される前であっても、これら保健衛生部局が実施する疫学調査に対して可能な限り積極的に協力する。発生地点周辺の保護収容施設等においても、接触している可能性があると考えられるため、これらの接触者のリスト作成や調査に協力する。また、死亡個体等回収の 10 日以内前に回収地点に立ち入ったり、同様の野鳥等に接触したりした者がいなかったかなどの情報収集も必要である。

参考 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項（第 5 項において準用する場合も含む）に基づく獣医師の届出基準（最終改定 令和 6 年 3 月 6 日）（抜粋）

第 9 鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）

1 定義

A/H5N1 又は A/H7N9 型インフルエンザウイルスによる感染症である。

2 対象となる動物

鳥類に属する動物

3 動物における臨床的特徴

鳥インフルエンザ（H5N1）は一般に、感染した鶏、七面鳥、うずら等では全身症状を呈して大量に死亡する。その他の鳥類では種類により無症状又は軽い呼吸器症状から全身症状まで、様々な症状が認められる。

鳥インフルエンザ（H7N9）は、これまでのところ、感染した鳥類に対して低病原性であり、ほとんど、あるいは全く臨床症状を引き起こすことはない。

4 届出基準

(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥類に属する動物又はその死体について鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）の病原体診断をした場合には、法第 13 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかをを用いること。

検査方法	検査材料
PCR 法による病原体の遺伝子の検出	総排泄腔拭い液、口腔拭い液、血液又は臓器
ウイルス分離による病原体の検出	

(2) 獣医師は、臨床的特徴、若しくは疫学的状況から鳥類に属する動物又はその死体が鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第 13 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行わなければならない。

II.4. 集団渡来地等で発生した場合の対応

2005 年以降、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染によって、インドガンやハジロカイツブリ等、数千羽規模の野鳥の死亡が報告されている。国内でも令和 4 年（2022 年）11 月～令和 5 年（2023 年）3 月に鹿児島県出水市においてナベヅル、マナヅルが約 1,500 羽死亡し、検査した個体のうち 69 羽から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された。集団渡来地に高病原性鳥インフルエンザウイルスが侵入した場合、個体の感受性、ウイルス特性、環境条件等、その他様々な要因により、このような大量死が発生する可能性がある。そのような事態が発生しても対応できるように、各地域で準備しておく必要がある。

集団渡来地等において高病原性鳥インフルエンザが発生し、大量死等のおそれがある場合の対応の基本的な考え方は、周辺地域へのウイルス拡散防止と群れの中での感染拡大防止である。

II.4.1. 地域へのウイルス拡散防止

感染個体が群れを離れて飛散すると、ウイルスの分布も広がることになり、他の個体や他の野鳥への感染の可能性も高くなる。集団渡来地等で感染が確認された場合には、他の個体等への影響を考慮し感染個体の拡散は防がなければならない。

- 元気な野生個体の捕獲（捕殺も含む。）は群れの拡散を起こし、感染個体が飛散する可能性があるため実施しない方がよい。
- 給餌に強く依存している個体群の一部が感染した場合には、給餌を突然止めると餌を求めて、感染の可能性のある個体を含む群れが拡散してしまう可能性があるため、給餌を継続する必要がある。なお、観光目的等の一般の人による餌付けは、糞を踏むなどして汚染された靴底等を介してウイルスを広げる可能性があること等から、安易な餌付けは控えるよう指導する。（餌付けや給餌の見直しについては p.20 参照）。

II.4.2. 群れの中での感染拡大防止

群れの中で感染個体が出た場合、感染の拡大を防止するためには、感染した個体を早く発見し、群れから取り除くことが重要である。従って、群れの観察を強化し、死亡個体や衰弱個体の早期発見に努め、そうした個体は回収し、その場所を消毒する。消毒を大規模に実施する際は、鳥や環境への影響を慎重に検討してから実施する。

また、鳥の密度が高いほど、急速に感染が拡大する。従って、可能であれば、群れが拡散しないようにしつつ、群れの密度を下げる方法を検討する。例えば、希少鳥獣への給餌等を実施している場合はその面積範囲を一時的に拡大するなどの方法が考えられる。

なお、集団渡来地等において、国内希少野生動植物種等の個体群の集中化・高密度化が認められる場合は、高病原性鳥インフルエンザ及びその他の感染症による大量死等によって、当該種の安定的な存続に影響が及ぶ可能性もあることから、長期的には当該個体群の分散化等も検討する必要がある。

II.4.3. 衰弱個体の取り扱い

◆ 捕獲について

衰弱個体が発見され、高病原性鳥インフルエンザであることが疑われる場合は、放置せずに可能な限り捕獲を検討する。捕獲の際には飛翔して逃げるとウイルス拡散につながる可能性があるため、また、捕獲時に個体が暴れると羽等に付着したウイルスをまき散らしたり、それを捕獲者が吸い込んだりする可能性があるため、確実に捕獲できる状況を見極め、完全に動けなくなるまで待つなど、捕獲のタイミングに注意する（無理な捕獲は行わない。）。作業者は防護服、手袋、マスク、ゴーグル、長靴、の着用等により感染防止に注意する。

衰弱個体を捕獲した場合は、可能な限り簡易検査等を実施した上で、簡易検査陰性でも感染している場合があることを念頭に置きつつ、捕獲された現場周辺の発生状況、収容施設の確保状況、獣医師等の意見を踏まえ、回収の実施、又は、できる限り苦痛を与えない方法での殺処分を検討する。特に、全国で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されている場合は、簡易検査陰性でも陽性個体である可能性があることを念頭に、防疫措置等を実施する。

捕獲後に死亡、又は殺処分した死亡個体は、野外に放置せず、適切に処分する。

（調査編 p. 64 死亡個体の保管と廃棄参照）

◆ 収容について

収容は、当該個体が高病原性鳥インフルエンザに感染している可能性及び養鶏場の立地等の周辺状況も考慮して、他個体や人への感染防止、ウイルス拡散防止が可能な施設において行う。なお、施設を仮設する場合は、上記の要件を満たすよう十分に留意する（p.40 隔離飼養について 参照）。また、収容施設は、捕獲現場又は捕獲現場近くに設置することが望ましいが、捕獲現場から輸送する場合は、輸送中にウイルスを拡散させないように、輸送方法にも配慮する。

◆ 収容後の対応について

捕獲時に簡易検査を未実施の場合は、収容後に実施する。

また、収容の目的に応じて、当該個体の症状や状態に関する獣医師等の意見、収容施設の収容能力等により、ウイルス拡散防止に配慮した飼養の継続、又は苦痛を与えない方法での殺処分の判断を適宜行う。

◆ 飼養ケージについて

野外での飼養のために設置するケージは、対象個体よりやや大き目（中であまり動けない程度の大きさ）で、消毒しやすいものとする。仮設してもよいが、輸送箱など既存のものの利用も検討する。野生の鳥の生息地あるいは既に収容されている傷病個体との接触がないよう設置場所を考慮する。フェンス等で囲み、部外者が立ち入らな

いようにする。敷地の出入り口は1か所とし、踏込消毒槽（調査編 p.64 図 III-3 参照）を設置し、消毒薬は適宜交換する。感染が疑われる個体専用の飼養ケージを設置することが望ましいが、既設のケージに収容する場合には、次項の保護収容施設等での対応を参照。

◆ 飼養作業について

飼養に当たっては、専用の作業着、手袋、N95 マスク（調査編 p.60 参考 6 参照）、ゴーグル、長靴等を装着する。脱衣後、手指を洗浄し消毒を行う。専用の作業着や長靴は、消毒薬で浸漬消毒等を行い、再利用する。また、使い捨て資材は消毒して処分もしくは焼却する。感染していない傷病個体等も飼養している場合は、そちらの世話を先に行い、感染の疑いのある個体を後にするなど、感染を広げないように作業動線に十分に注意する。

II.5. 保護収容施設等（鳥獣保護センター等）での対応

野鳥の救護に関しては、各都道府県は基本指針に則り、保護収容施設（鳥獣保護センター等）や契約獣医師等、担当機関（以下「保護収容施設等」という。）を設置して、一般市民等からの通報を受けて救護された鳥獣を収容している。

高病原性鳥インフルエンザは国内で平成 16 年（2004 年）から断続的に発生しており、国民の間に野鳥の感染による家きんや人への感染の不安がある。野鳥の死亡個体や衰弱個体の通報窓口、回収・検査体制は平常時から各都道府県で定め、広く市民に広報しておく必要がある。保護収容施設等が担当ではなくても、高病原性鳥インフルエンザの発生時には、野鳥の死亡個体や傷病個体等発見の通報や持ち込みが増加する可能性も考えられる。

これらの野鳥の死亡個体や傷病個体は、ウイルスの国内持ち込みや家きん等からの感染拡大の早期発見につながる重要な情報源となるものである。しかし保護収容施設内での感染拡大や施設外へのウイルス拡散は防止しなければならない。

保護収容施設等での死亡個体や傷病個体に対する対応は基本的に表 I-2（p.9）を参考に死亡野鳥等調査に準じて実施する。死亡個体や傷病個体の回収を行う上での注意事項は死亡野鳥等調査（調査編 p.56 参照）に準じる。なお、家きんを除く飼養鳥に関しては、別途、環境省（総務課動物愛護管理室）が定める「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」により対応するものとする。

II.5.1. 通常時の防疫体制について

- ◆ 保護収容施設等では平常時から感染症対策の観点から、傷病個体の受け入れに対して次の点を徹底しておく。
 - 新たに受け入れた個体は既に収容されている個体とは分けて収容する。
 - 新たに受け入れた個体の取り扱いに当たっては、専用の長靴や手袋、マスクを着用する。

- 異なる症例を扱う場合は、その都度手を洗い消毒する、又は手袋を交換する。
- 受け入れ日時、鳥の種類と状態、対応、対応者（接触のあった人）、個体の収容場所・移動等について記録する。
- ◆ 動物飼養区域とそれ以外の区域を分ける。飼養区域への出入りに際しては飼養施設毎に専用の長靴に履き替え、踏込消毒槽を設け、出入りのたびに消毒する。消毒液は最低1日1回交換する。飼養作業には手袋を着用するが、消毒薬も常備し、必要に応じて手の消毒も実施する。
- ◆ 動物飼養区域への飼養担当者や治療者以外の出入りは、施設の維持管理等に必要最低限の範囲とする。その場合も施設毎に専用の長靴に履き替え、踏込消毒槽で出入りのたびに消毒する。
- ◆ 屋外ケージは防鳥ネットを張る、金網の穴をふさぐなど、野鳥や小型哺乳類等の野生動物との接触を避けるようにするほか、昆虫等との接触にも注意を払う。屋内での飼養についても、小型哺乳類、昆虫等の野生動物の侵入がないように注意する。
- ◆ 飼養担当者は日常的に鳥獣の症状や行動、状態をよく観察し、記録する。

II.5.2. 国内において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されている場合の収容鳥類等への対応

- ◆ 国内で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されている場合には、感染防止の観点から以下の措置をとる。特に、保護収容施設等から半径10km以内で野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合（野鳥監視重点区域に含まれた場合）には、より慎重に対応する。
 - 収容鳥類等の症状や状態に異常がないか、注意して観察する。
 - 踏込消毒槽や消毒噴霧器を設置し、施設の出入り時の消毒を徹底する。
 - 飼養施設に外部から野生動物等が出入りできる部分がないか再点検し、可能な限りふさぐ。
 - 発生地と施設を共通して出入りしている関係者がいないか確認する。
 - 傷病個体の新規受け入れの一時停止を検討する。
- ◆ 施設周囲のウイルス量が多いと考えられる時（家きんで多数発生し、それらの死亡個体や排泄物と野鳥・野生動物との接触が多い場合及び野鳥でのウイルス検出率が高い場合等）や、収容鳥類が感染個体と接触した可能性がある場合には、状況に応じて収容鳥類についても簡易検査、遺伝子検査等を実施する。
- ◆ 施設周囲のウイルスの量が多いと考えられる場合には、施設周囲に消石灰を撒くなどの消毒措置等を考慮する。

- ◆ 哺乳類等、その他の収容動物についても、神経症状を呈していたり、感染野鳥と濃厚な接触があったりするなど、特別に感染を疑う事情がある場合には、環境省（地方環境事務所等又は自然環境局鳥獣保護管理室）と協議の上、必要に応じて追加的な検査の実施を検討する。

II.5.3. 傷病個体の受け入れについて

- ◆ 通常時における一般市民等からの傷病個体の受け入れに関して、原因不明の衰弱等で、表 I-2（p.9）の死亡野鳥等調査の条件（対応レベル 1）に該当する場合には、簡易検査を実施する。また、保護収容施設等の獣医師が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染の疑いがあると判断した場合には、表 I-2 の条件に該当しなくても死亡野鳥等調査を実施してもよい。
- ◆ 開業獣医師等、他の施設等で簡易検査を実施して陽性の結果が出た個体については、検査優先種に該当しなくても、死亡野鳥等調査と同様に試料（スワブ）を検査機関に送付して遺伝子検査等を実施する。
- ◆ 国内で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されている場合で、下記の「感染が疑われる個体の取り扱い」が十分に対応できないと判断される場合には、傷病個体の新規受け入れの一時停止を検討する。
- ◆ 国内で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されている場合での、衰弱した鳥獣の持ち込みによる受け入れの場合は、施設周囲にウイルスが存在していることも念頭に置き、受け入れ個体の回収時の状況の聞き取り及び症状・全身状態の観察を注意して実施する。後に感染が判明した場合に備え、受け入れ以降の対応や個体の移動等についても記録する。
- ◆ 衰弱した野鳥を野外から回収・保護する場合には、野鳥の診断や取り扱いになれた獣医師に同行を依頼することが望ましい。回収個体が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している場合には、回収によりウイルスを拡散する可能性があることを自覚し、その防御に努めるとともに、防護服、ゴーグル、手袋、マスク、長靴の着用等により作業員への感染防止に注意する。また、高病原性鳥インフルエンザウイルスは羽軸でも増殖し、羽にウイルスが付着している可能性があることにも留意する。
- ◆ 野生下で感染個体が多数確認され、それらが次々と持ち込まれる状況では、検査を実施せずに新規受け入れ個体の速やかな殺処分、消毒等、死亡野鳥等調査に準じた死亡個体の処理を実施することも検討する。

II.5.4. 感染が疑われる個体の取り扱い

- ◆ 簡易検査陽性の個体は、遺伝子検査（未確定の場合はウイルス分離検査、以下同様）の結果が出るまでは感染が疑われる個体となる。また、全国の対応レベルが 2 以上の時には、簡易検査陰性で遺伝子検査の結果が出るまでの個体も感染が疑われる個体として扱うのが望ましい。
- ◆ 保護収容施設等に収容した感染が疑われる個体は、原則として、他施設へ移動しない。遺伝子検査やウイルス分離検査の実施には、個体ではなく試料（スワブ）を輸送する（調査編 p.69 III.3.4.(1) 参照）。
- ◆ 遺伝子検査の結果が出るまでは、他の動物とは別の部屋／飼養施設に感染が疑われる個体専用のケージを設置し、そこで飼養する（隔離飼養）。
- ◆ 他の動物と隔離して飼養する施設や人員の余裕がなく、当該個体の衰弱が重度であれば、できる限り苦痛を与えない方法での殺処分も検討する。なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種については、その希少性や生息状況等によって個別に対応方法の判断が必要な場合も想定されることから、地方環境事務所等に相談する（地方環境事務所等は必要に応じて本省野生生物課に相談する。）。

隔離飼養について

- ◆ 当該隔離施設専用の長靴を用意し、出入り口に踏込消毒槽（調査編 p.64 図 III-3 参照）を設け、出入りの際に靴を消毒する。踏込消毒槽の消毒薬は適宜交換する。やむを得ず他の動物と同じ部屋／施設で飼養する場合は、網やカーテン等で仕切り、隣の個体との間が最低 2m 程度離れるようにする。排水や飼養担当者によるウイルス拡散を起こさないように十分に注意する。
- ◆ 隔離飼養ケージは消毒しやすいものを用いる。他の野鳥や小型哺乳類等との接触によりウイルス拡散を起こさないように注意し、羽や排泄物等の飛散を防ぐためケージの周囲を囲うなどの工夫をする。
- ◆ 隔離飼養施設には飼養担当者あるいは治療を行う獣医師以外は出入りしない。飼養担当者は他の動物の飼養を兼務しないことが望ましいが、兼務する場合は感染が疑われる個体の取り扱いを後にするなど、作業動線に十分に注意する。獣医師が治療に当たる場合も同様である。作業者は感染が疑われる個体専用の作業着、手袋、N95 マスク（調査編 p.60 参考 6 参照）、ゴーグル等を装着し、作業後は手を消毒する。使用後の防護衣等の汚染物品は感染拡大防止のため適切に処分すること。
- ◆ 飼養中に死亡した場合は死亡野鳥等調査に準じて死亡個体の処理をし、飼養器材につ

いても可能なものは焼却する。それ以外の飼養ケージ等は十分な消毒を繰り返し、3週間は使用しない。

- ◆ 飼養して1週間を耐過した衰弱個体は、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していたとしても、回復の可能性がある、既にウイルスの排出は減っていると考えられるが、遺伝子検査（未確定の場合はウイルス分離検査）結果が出るまでは隔離飼養を継続する。
- ◆ 感染を拡大させないような飼養作業上の注意については、家畜保健衛生所等の助言を得ることが望ましい。

II.5.5. 遺伝子検査陽性個体の取り扱い

- ◆ 遺伝子検査等により高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合は、高病原性鳥インフルエンザ発生として、発生地での対応（野鳥監視重点区域）（p.26 II.3.参照）を参考に対応する。簡易検査陽性かつ遺伝子検査未確定の場合は、必要に応じて、ウイルス分離検査を実施し、そこで陽性となった場合は遺伝子検査陽性と同様の扱いとなる。
- ◆ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された個体は、動物福祉の観点及び感染の拡大防止の観点から、原則としてできる限り苦痛を与えない方法で殺処分する。なお、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種については、その希少性や生息状況等によって個別に対応方法の判断が必要な場合も想定されることから、地方環境事務所等に相談する（地方環境事務所等は必要に応じて本省野生生物課に相談する）。
- ◆ 感染確認個体の殺処分に当たっては防護服、専用の長靴、手袋、N95マスク（調査編 p.60 参考6 参照）、ゴーグルを装着し、作業後は防護具を消毒する。また、手指の消毒やうがいを励行するなど、保健所の指導の下、個人感染防御を徹底する。
- ◆ 保護収容施設等の他の収容鳥類に対しては、発生状況及び飼養の状況によって、感染が疑われる個体として隔離飼養を3週間程度継続、あるいは感染を確認しなくても全羽をできる限り苦痛を与えない方法で殺処分するなどの措置を検討する。